

【文書名】

集会、集団行進及び集団示威運動の許可事務の取扱いに関する訓令

(平成12年香川県警察本部訓令第23号)

【概要】

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年坂出市条例第57号)、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年高松市告示第131号)、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年丸亀市条例第101号)及び集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(平成12年香川県公安委員会規則第9号)に基づく集会、集団行進及び集団示威運動の許可事務の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。